

第七十七回国会 衆議院 法務委員会 議 録 第十一号

昭和五十一年五月十四日(金曜日)

午前十時二十分開議

出席委員

委員長 大竹 太郎君

理事 小島 徹三君

理事 田中 覚君

理事 吉田 法晴君

理事 濱野 清吾君

理事 松永 光君

理事 中澤 茂一君

理事 横山 利秋君

理事 沖本 泰幸君

理事 青柳 盛雄君

理事 山本 幸一君

理事 早稲田柳右二門君

理事 福永 健司君

理事 博君

理事 誠一君

理事 久雄君

理事 小平 久雄君

理事 稲葉 誠一君

理事 諫山 博君

理事 福永 健司君

理事 博君

理事 誠一君

理事 久雄君

理事 小平 久雄君

理事 稲葉 誠一君

理事 諫山 博君

理事 福永 健司君

理事 博君

理事 誠一君

理事 久雄君

理事 小平 久雄君

理事 稲葉 誠一君

理事 諫山 博君

理事 福永 健司君

理事 博君

出席政府委員

法務大臣 稻葉 修君

法務大臣官房長 藤島 昭君

法務省民事局長 香川 保一君

委員外の出席者

最高裁判所事務 梶分 一立君

総局家庭局長 堀分 一立君

法務委員会調査 家弓 吉己君

委員長の異動

五月十四日

委員の異動

五月十四日

委員の異動

五月十四日

委員の異動

五月十四日

委員の異動

五月十四日

委員の異動

五月十四日

委員の異動

五月十四日

委員の異動

五月十四日

○大竹委員長 これより会議を開きます。

お諮りいたします。

本日、最高裁判所審分家庭局長から出席説明の

要求がありますので、これを承認するに御異議あ

りませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○大竹委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

○大竹委員長 内閣提出、民法等の一部を改正す

る法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。稲葉誠一君。

○稲葉(誠)委員 最高裁判所にお尋ねするのですが、

子の氏の改姓許可、これはどの程度出ておいて、

それからたとえば離婚して妻が復氏した場合に

は、通常ストレートに許可になっているのですか、

それとも何か条件をつけるのですか。

○審分最高裁判所長官代理者 ただいまの稲葉委

員の御質問でございますが、私も調べたところ

では、子の氏の変更の許可申請事件は昭和四十九

年に六万六千件ほどございました。五十年は若干

ふえまして六万九千件余りということになってお

るようでございます。

その変更の事由をいろいろ見ますと、第一番が、

離婚した場合に、大体、子供にとって母親の方が

婚姻前の氏に復するものでございますから、こ

う場合に、子供が母親と同じ氏を称したいとい

う場合が非常に多いようでございます。その次が、

縁組関係がうまくいかなくて離縁になって、も

の氏に復したというような場合がございませう。こ

の場合、子供が両親——父親、母親、両方と同

じ氏を称したいというような申し立てにならうか

と思ひます。三番目に多いのが、非嫡の子を認知

した場合に、その父親と同じ氏を称したいとい

うので、これは母親じゃなくて父親の方へとい

うてございませう。それからその次は、母親が再婚

したために氏が異なつたということと母親の方へ

行きたい。それからその次が、配偶者が死亡した

後に、もとの氏に復したいという場合があるわけ

でございます。そういう場合に、氏の変つた親

のところへ行きたい、これも母親が多いようござ

いませう。

私も見ますと、結局全体の事件のうちで、

母親の氏へ変りたいというのが五一・四％ぐら

いあるようでございます。それから父母の氏、つ

まり離婚復氏の場合に、父母と氏を異にするため

に父母の氏へ変りたいという場合が四一・五％

になっておるようでございます。それから父の氏

へ変りたいというのが、これは数は少なく

七・一％でございます。したがって、過半数

は母と氏をともにしたいということのように見受

けられるわけでございます。

○稲葉(誠)委員 それじゃ、離婚の場合の親権者

の定め方、ことに幼児の場合は九十何％あるいは

一〇〇％近く、ほとんど母親を親権者というふう

に定めておる場合が多いですか。

○審分最高裁判所長官代理者 いまの御質問で

ございますが、九十何％というところには行つてな

いようでございます。母親を親権者にする場合が、

ちよつと統計が古くなりますけれども、四十八年

ごろでは大体三分の二というところのようござ

います。

○稲葉(誠)委員 幼児の場合です。乳児のよう

な場合はほとんど母親じゃないのですか。

○審分最高裁判所長官代理者 御質問のように、

年齢が幼くなればなるほど母親が親権者に指定さ

れるという率は高いようでございます。

○稲葉(誠)委員 それから、私もよくわからない

のですが、戸籍訂正というのがありますね。戸籍

訂正許可を求める場合、審判があるでしょう。あ

れはどういう場合に求めるのですか。

○審分最高裁判所長官代理者 戸籍訂正というこ

とは、戸籍法の百十三条と百十四条などに規定が

ございませう。それから、なお、戸籍をいろう場合

には百十六条の規定もあるわけでございます。

百十三条の戸籍訂正の対象となる事項は、戸籍

の記載が法律上許されないものであること、ある

いはまたその記載に錯誤もしくは遺漏があつたよ

うな場合でございます。戸籍の記載が法律上許さ

れないものとしては、たとえて申しますれば、外

国人など戸籍に記載され得ない者に関する戸籍の

記載というやうな場合、それから権限のない者に

よる戸籍の記載等が例として挙げられるわけであ

りますが、そういう場合には百十三条の戸籍訂正

の対象になるのだらうと思つてございませう。

それから、百十四条の場合は、いわゆる創設的

な届け出の無効に関するもので、届け出によつて

効力を生ずる行為が無効な場合がありまして、た

とて申しますれば、婚姻届け出後、戦死の公報

などによつて届け出人の意思に基づかない届け出

であるということが明らかにしたやうな場合など、

これに当たると思つております。

○稲葉(誠)委員 後でまた最高裁判所の方に遺産分割

の際の問題点についてお聞きしたいと思つてい

ます。

法務省にお聞きするのですが、戸籍公開の原則

ということですね。不動産に対する登記制度、こ

の場合の公開は取引の安全のために絶対必要だ。

戸籍の場合も、国民の身分等に関する重要事項を

公証する唯一の国家制度であるから公開の原則は

維持される、こういう議論があります。これは原

則としてはそつだと思ひますが、この登記の問題

と戸籍の公開のニュアンスというのですか、それ

は制度の目的から言つて違つて見えていいのか、あ

るいは同じなのか、そのところはどうかというように理解したらよろしいのでしょうか。

○香川政府委員 登記簿の公開と戸籍の公開、これは考え方においては、基調は同じだと思うのでありまして、その間に理論的な根拠の違いは特になく、というふうに考えております。

○稲葉(誠)委員 年度の戸籍法ですが、条文に従うと、第十条の改正、これは具体的にどのようなところから出てきたということになるわけでしょうか。出てきた沿革といえますか背景といえますか、そういう点はどうか。

○香川政府委員 ただいま問題になりました戸籍の公開の原則と言われているもの、およそ戸籍というものは絶対的に公開すべきであるというア priori のものと申しますか、きょうな考え方があるわけではなくて、戸籍制度の持つ意義からこれを利用する国民に公開するのが妥当であるという考え方であるわけでありまして、現在の戸籍法の十条は、原則的に戸籍を全面公開にいたしておるわけでございますが、ただ十条一項のただし書きにございまして、市町村長において正当な理由がある場合にはその請求を拒むことができるという規定があるわけでございます。従来、戸籍の公開に關しましては問題はない、つまり十条一項のただし書きの正当な事由によって市町村長が請求を拒否することが、さほど実務的には問題にはなっていないかと思つておりますけれども、最近におきまして、戸籍に記載されておる事項の中には個人のプライバシーに属するものもございまして、さような戸籍の記載を悪用してと申しますか、個人の名誉を傷ついたり、あるいはプライバシーを侵害するということがわりあい多くなつてまいつたわけでありまして、こういうのに對処いたしまして、さような事例の多い一部の市町村におきましては、さういふ請求自身が違法ないしは不当というふうな場合に備へまして、請求を拒否するような取扱規定を設けまして、公開を制限する方向に來ておつたわけでございます。

ただ、さような関係は、法律的には、ただいま

申しました十条一項のただし書きの市町村長において正当な事由がある場合ということを根拠にせざるを得ないわけでございますけれども、これには、従来からの解釈によりまして明らかになつたに、限界があるわけでございます。積極的に市町村の方でいろいろ審査をして、請求の目的が不当であるというふうなことでチェックするには不十分であるわけでございます。また法律的に果たして十条一項のただし書きを根拠にしてきょうなことが出来るかどうかについて根本的な疑問があるわけでありまして、一部の市町村での一時的なやり方に対応して不服申し立てがあつて、それに対する裁判所の御判断がさうな公開制限は違法であるというふうな判断を示されてまいつておるわけでありまして。

さうな趣旨で、一昨年この問題を法務大臣の諮問機關でございまして民事行政審議會に諮問いたしまして、戸籍の公開制限についてどのように対処するかということであるいろいろ御審議を煩わしたわけでありまして、その答申が昨年の二月に公されまして、基本的な考え方としては、戸籍の公開は絶対的なものではなくて、請求の目的が正当でないというふうなときにはこれを制限すべきであるというふうな趣旨の答申がなされたわけでありまして。

さうな経緯をたどりまして、現に存する戸籍の公開制度を悪用する不当なものを防止する観点から法律的にそれを明確にする必要があるということと、今回、公開の原則は維持しながら、さうな場合に制限できる措置を講じたいということとで、戸籍法に關する十条の改正案を提案した次第でございます。

○稲葉(誠)委員 その民事行政審議會の答申と年度の改正とはストレートに同じなんですか、あるいは答申の方よりも若干弱めたとか強めたとかいろいろあると思うのですが、それはどこがどういうふうな違ふのですか。

○香川政府委員 詳しく申し上げますと、答申は正当な理由があるものについて戸籍を公開すると

いうふうな考え方でございます。したがつて、不当とか違法とかいうことでなくとも、正当な理由がなければ公開しない、かような方向を考へておられるわけでありまして、この点につきまして謄抄本の交付、さうな公開の事務を取り扱つておる市町村の窓口事務の実態を考へますと、積極的にその正当な事由があるということをして市町村長において判断しなければ謄抄本の交付もできないといふことは、考え方としては十分理解できるものでありますけれども、窓口事務の市町村の実態を考へますと、ちよつと無理があるのではなからうかと考へるわけでありまして。

ただ、このねらいと申しますのは、答申のねらいも先ほど申しましたように、戸籍の公開制度を悪用して他人のプライバシーを侵害する、他人の名誉を棄損する等の迷惑をかけるようなものに戸籍謄抄本を利用することを防止することにあるわけでございます。

そこで市町村の窓口における事務の実態も考へながら、今回の改正案では、公開の原則は維持しながら、特殊の場合を除きまして、つまりさういふ不当のおそれがない場合を除きまして、一般的に、たとへばどういふわけで謄抄本を請求するのであるかという請求の理由を明らかにしていただいで、それを受けて市町村長においてその請求の目的が不当であると判断した場合に限り拒否するといふふうな形になつておるわけでありまして。したがつて、形式的に見ますと、いわば答申よりは後退しているといふふうにも見受けられないではないと思ひますけれども、考え方としては、基調は同じであると考えておるわけでございます。民事行政審議會に對しましては、今回提案しているような形で法律改正をするといふことの御了承も得ているわけでございます。

○稲葉(誠)委員 十条の改正の中で「法務省令で定める場合を除き」と云々と書いてありますね。さうすると、この法務省令というのは具体的にはどういふものなんです。どの程度でさうながつていふものなんです。原則は戸籍公開の原則を維持

するといふことですね。さうすると、「法務省令で定める場合」といふのはある程度明らかになつていないと、一般の国民もはつきりしなくなつてくるんじゃないでしょうか。

○香川政府委員 ただいま御指摘の十条の改正案文の二項でございまして、戸籍の謄抄本等の交付を請求する場合に、法務省令で定める場合を除いてその請求の事由を明らかにしなければならぬといふことは、先ほど申しましたように、その請求が不当であるかどうかということに判断する市町村長の資料といふこと、さうな意味で請求の事由を明らかにしてもらうといふことに考へておるわけでございます。

ところが、たとえば弁護士が職務上必要な場合といふことで裁判所に提出しなければならぬとか、あるいは司法書士が相続登記の申請をする場合に添付書類として相続を証する書面としての戸籍の謄本を必要とする、さういふふうな職務上どうしても必要な場合があるわけでございます。さういふときには、つまり弁護士とか司法書士といふふうな職務上さういふ謄抄本の交付を受ける必要がある場合におきまして、謄抄本に記載されている事項については、当然職務上知り得た秘密といふことで、これを公にしてはならない守秘義務があるわけでございます。さうな場合には、もともとこの改正案で考へております他人のプライバシーの侵害といふふうなことは起りようがないわけでありまして、そこでこの「法務省令で定める場合」としての法務省令の内容といたしましては、弁護士とか司法書士とか、さういふものが請求する場合は、そのことによつて当然不当な結果を生ずるおそれがないといふことで請求の事由まで明らかにしてもらふ必要はない、さういふふうな例外規定を設けようといふことでございまして。

○稲葉(誠)委員 そこで、いまのは弁護士と司法書士でしょう。だから「法務省令で定める場合」といふのは、弁護士と司法書士だけなのか、そこ

ら辺のところはもう少し説明してもらわないと、聞いている方はなかなか納得できなくなってくるのです。

○香川政府委員 現在いろいろ検討しておるところでございますが、私どもの手元でこれだけは少なくとも法務省令で定めなければならぬと考えておりますものを申し上げます、これは当然のことでありまして、当該戸籍に記載されている者、あるいはその親族が請求する場合、これは当然必要がないわけでございます。それから国あるいは地方公共団体、公法上の法人等の職員が請求する場合、これはやはり同じように不当になるおそれがないものでございまして除かれる。それから三番目は、先ほど申しましたように職能上のものでございまして、これは一応考えておりますのは弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、または行政書士というふうな、およそその職務を行うについて戸籍の謄抄本を必要とするものが当然考えられる、そういう業法上の守秘義務を課せられておるそういう者、その限度で考えておるわけでございますけれども、そのほかにさらにあるかどうかいま検討中でございますが、恐らく、以上で尽きるのではなからうかというふうに考えております。

○稲葉(誠)委員 大臣、聞いておいてほしいのですが、個人のプライバシーの保護を可及的に図ることができるようになる、これは一つのあれですわ。

そこで、個人のプライバシーの侵害をするというのはいま多いのは奥信所の問題ですね。奥信所にもいろいろ奥信所があつて、古い歴史があり、信用のあるものもあるらしいし、いろいろなものがあるらしいのですが、ぼくはよくわかりませんが、再三個人のプライバシーの問題、これ以上申し上げませんが、この問題に関連をして、ことに奥信所を中心として、これは人権擁護局長を呼んでおけばよかったのですが、法務省にいろいろ要求なり申し立てがあつて、人権擁護局

長からいろいろの通達ないしそれに類するものが出ているわけですね。一番多いのは人事奥信所。経済の信用状態の調査ならば話はわかるけれども、そこで人事奥信所がいろいろの調査をするわけですね。ことに縁談の場合とか、いろいろのことをやるわけだ。それについて、いままでどういふふうに法務省として対処してきたかということ一つ。これは政府委員でいいです。

それから奥信所の実態をどの程度法務省として把握しているのかということ、これは政府委員に答えてもらいたいと思うのです。

それから大臣にお聞きしたいのは、奥信所に対して、これが弊害を与えておる。これは憲法の職業の自由との関連があつて、そう一概に言えないことですから、私も乱暴な議論、ラフな議論はいたしませんけれども、少なくともこれを実態を把握して登録制にしてくれ、認可制までは無理としても登録制にしてやる必要があるのではないかと、いふような議論があつて、従来、法務省の中でも人権擁護局を中心として、これは川島さんが擁護局長の時代か、何かいろいろなものを出しているわけですね。だから、それに対しての大臣の考え方を後でまとめてお尋ねしたいと思うのです。

私の質問の言外の意味はおわかり願えると思いますから、政府委員から先に答えてもらつて、後、大臣に答えてもらいたいと思います。

○香川政府委員 戸籍行政の面につきましては、特に奥信所に対する市町村側の取り扱いについてとりたてた通達を出した例はございませんが、先ほど申しましたように、いろいろ問題のある市町村におきましての公開制限の取り扱いの中で、この奥信所の問題というのは非常に重要な問題になつてきておるということは、十分承知をいたしておりますわけでありまして、今回の法改正がなされますれば、この辺のきめ細かい、奥信所のみではございませんけれども、さようなものについての公開事務の取り扱いについての基準をいろいろと市町村と相談しながら設けたいと考えておるわけでございます。

そのほかに、奥信所自体の実態につきまして、人権擁護局でよく問題になることとございまして、民事局として特に実態調査というふうなことはやつておりませんし、今回の戸籍法の改正を契機にしてどういふふうな実態にあるかということ、は、当然、先ほど申しました市町村の事務取り扱いとの関連におきましても把握しなければならぬと考へておるわけでございます。

○稲葉(誠)委員 大臣、いま民事局長からお答えがあつたわけですが、これも、どうも奥信所の中にいろいろなものがありまして、この法案が仮に通るとすると、そうすると今度はどういふふうないろいろな問題を調べるのに、いわゆる人事のこととかえつて奥信所を使わなければならぬということになつてきて、そこで何か普通のあれよりも非常に高い金を取つて調べるといふことで、ことに奥信所を中心として行われるということが、個人のプライバシーの保護の点で懸念されるわけですね。これは一体どこがどういふふうに取り扱まれと言ふのもちよつと変な言い方かも知れませんが、どこが所管なのかわからぬですが、大臣としても、個人のプライバシーの保護を中心として奥信所の実態について、いま政府委員の答えたことと関連をして今後どういふふうにしていきたいと考へるのか、そこら辺のところを明らかにしてもらいたいと思うのです。

○稲葉國務大臣 人権の侵害が奥信所の行き過ぎ等によつて行われており、行われるおそれがあるということは、想像にかたくありません。平穩な国民の社会生活を脅かすような行き過ぎは、営業の自由といへどもあつてはならないことでありますので、まず実態をよく人権擁護局を通じて把握した上、登録制度の問題についても検討してまいりたい、こう思つております。

○稲葉(誠)委員 ここでもやはり問題になつてくるのは、市町村長は「請求が不当な目的による」とか明らかにできず、これを拒むことができる」といふわけですね。これは改正前の現行法でも、改正案でも同じですか、違つてくるわけですか。

多少違つてくると思うのですが、これは不当であるか、不当でないかということ、争ひが起きたときどうなんですか。どういふ形になつてこれは争ひのですか。

○香川政府委員 請求の事由等を考へていろいろ調査した結果、市町村長が不当だということと謄抄本の交付を拒否いたしました場合に、それに不服がある者は、結局市町村長を相手にして不服申し立てを家裁にすることになるわけでございます。それによつて決着をつけます。

○稲葉(誠)委員 それが現行法の場合と改正案との場合によつて、いまは田辺とか神戸とかいろいろありますね、家庭裁判所で判決が出ていますけれども、現行法の場合と今度の改正ができ上がった場合、市町村長が不当な請求だといふことで拒んだ場合に、法務省としては、いままで出たような判決というか決定というか、そういうふうなことが出るといふことは、実問題としては考えられなくなつてくるというふうに見えていいのですか。

○香川政府委員 現行法のもとにおいて不服申し立てがなされました裁判例は、いま御指摘ございました田辺市の例を見ましても、つまり請求があつた場合の個々のケースごとに不当であるかどうかといふふうなことを市町村長が判断して許可を決めるといふふうなことではなくて、謄抄本の交付を請求するためには本人の同意書を必ず添付しなければならないといふふうな、つまり具体的なケースごとの審査ではなくて画一的な取り扱いをしたといふことでございまして、さような取り扱いは戸籍の公開原則に反する違法なものだ、こゝういふ裁判所の判断でございまして、ただ、現行法におきましては、先ほど申しましたように、十條一項ただし書で、つまり請求する方は何らそういう立証とか事由を示さなくていいわけでございます。市町村長の方で、いわば職権的に申しますか、相手方の何らの協力といひますか、対応なしに独自にやらなければならぬといふふうなこととございまして、田辺市の例の

ようなやり方というのやむを得ない面もあったんじゃないかと思うのでございます。

しかし、真正面から違法かどうかということになりますと、これはやはり違法ということにならざるを得ないというふうな私どもとしては思うのでありまして、その辺のところを何とか法律的にも市町村の窓口事務のあり方とでもうまくいくような、適正、迅速に処理できるような法律的な根拠をやはり考えなければならぬということでございますので、この改正案ができれば、そういった画一的なやり方というのは相当やはり反省して、やめられて、積極的に請求する方の側に対して、自分の請求はかくしかじかであつて不当でないということの、いわば立証責任と申しますか、さような点も出てまいりますので、相当家庭裁判所の判断も大きく違ってくるであらうというふうなことを考へておるわけでございます。

○稲葉(誠)委員 ここにあります戸籍閲覧の制度です、これを今度廃止するということでしょう。手数かかるかわかりませんが、戸籍閲覧の制度を廃止して国民が不便を感じないのですかね。どういふ場合に戸籍閲覧の制度が必要なのですか、普通の場合に。

○香川政府委員 戸籍閲覧の制度というのは、謄抄本の交付請求に比べますと比較にならないほど少ないわけでございますが、これは恐らく、多数の戸籍を一括して申しますか、閲覧して所要の事項を書き取っていくというふうなときに使われることが多いのではなからうかと申しますのは、一通の戸籍を必要とする場合に、一般の国民から申しますと、戸籍を閲覧して的確にこれを把握するということよりも、むしろ速やかに謄本をもたつてゆつくりと見た方が案だということが当然考えられるわけでございますが、したがって、一般の国民から見れば、現在、原本と同じようなコピーによる謄本の交付が受けられるわけでございますから、あえてめんどうな閲覧をして書き抜いていくというふうなことは、さほど必要がないように思ふのであります。

市町村の方から見ますと、閲覧の場合には、戸籍簿の中から当該戸籍を抜き取りまして、いわば改ざん等のおそれもございますので、それを一定の場所、監視つきで閲覧させるというふうなことに相なります結果、手数、費用がかかるという逆の面が出てくるわけでございます。最近のよう

に、非常に複写機が発達してまいりますと、形式的には閲覧の方が案のように、市町村から言えば手数がかからないように見えますけれども、実質的にはかかる手数がかかるというふうなこともございますし、しかも、これは当該戸籍を見るときで、戸籍簿につづつてございまして、ほかの戸籍が見られるおそれがある場合もございまして、そうすると、どうしても戸籍簿をつづつてある中から該当戸籍を抜いてきて見せてというふうなことになるわけでございまして、いろいろ問題がある。さようなことから、市町村におきましては、閲覧の制度はひとつ廃止してもらいたいという強い要望があるわけでございます。まことにひとつもだと思ひますので、今回さような国民にはさして迷惑はかけない配慮はございせんし、市町村の方での費用、手数を省くという意味から閲覧の制度を廃止しよう、こういう次第でございます。

○稲葉(誠)委員 これは除籍簿との関係で、遺産分割のときなんか家裁でよく問題になるのですが、まずこの除籍簿というの、一体どういふうなものを除籍簿と言ふのですか。

○香川政府委員 たとえば一番多い例で申しますと、現在の戸籍に登録されておる人たちが全部死んじやったというふうな場合には、当然これは戸籍から除籍に、つまり戸籍から除かれることになるわけでございまして、これを除籍と言つておるわけでございまして、そういった例が一番多いわけでございますが、ただ、本人が生きておつて、除籍にも載つておるといふ事例もあることはあるわけでございますけれども、いずれにしても当該戸籍の面においていろいろの事由によつてそれが消除されて、記載としての生きている者を存置して

おく必要がないというふうなときに除籍簿ができると、こういうことでございまして。

○稲葉(誠)委員 その除籍簿というの、これは永久保存ですか。

○香川政府委員 これは除籍いたしましてから八十年間保存ということにいたしておるわけでござい

○稲葉(誠)委員 今度の法律では、この除籍簿はどういうふうになるのですか。この場合は、その他法務省令で定める場合に限りて請求できることとすると、こういう書き方ですね。それから十條の方は「法務省令で定める場合を除き」という書き方ですね。それはどういふふうな違ふのかというところが一つ、それから「法務省令で定める場合に限り」という、この場合はどんなことを意味しているわけですか、どういふ場合を……。

○香川政府委員 戸籍の公開の必要性と、除籍の公開の必要性には相当差があると思ふのであります。生きている者の関係について身分関係というう公証しておるそういうことを調査するといふ場合と、それから先ほど申しましたように、除籍の方は死んでおる者が記載されている場合が圧倒的に多いわけでございまして、おのずから公開の必要性が違つてくるということが一つ、それからもう一つは、これは除籍の中には明治三十一年——その前に壬申戸籍というのがあるわけでございますが、明治三十一年の戸籍法による戸籍、それから大正四年の戸籍法による戸籍、こういうものは戸籍法の改正によりまして、戸籍簿の様式が変わることによつて新しい様式のものに移記いたしまして古い戸籍を除籍にしておる、そういうものがあるわけでございまして。今日とプライバシーの問題とかいふふうなことに對しての国民意識がずいぶん違つておりましたことも手伝つて、たとえば古い戸籍には族称というふうなことで華族、士族、平民というふうな記載欄もあったりしたわけでございますし、それから昔の戸籍には、たとえば刑務所で女囚が子供を産みました場合には、その出生地として刑務所をそのまま書いてお

るといふふうな記載もあるわけでございまして。そういうふうなことで、現に市町村において保管しておられます除籍の中には、今日考えれば、さような記載はやはり公開してはよくない、むしろ個人の秘密としていいますか、むしろ積極的にそういうことを戸籍に記載すべきでないというふうな事項もあるわけでございまして。

さような意味で、今度の改正案では、除籍につきましては、真に最小限必要がある場合に限りて公開の制度を維持する、こういうふうなことで、生きている戸籍は、原則的には公開をとりながら例外的に制限するという方法と違つた、むしろ公開を厳しく制限したような形になつておるのはさような理由でございまして。しかし、除籍につきましても、やはり過去の身分関係等が法律的に当然必要になるということもございまして、そういう考へられる必要がある場合に限りて公開するということと、それから公開しても心配されるプライバシーの侵害等の弊害が全く考へられないといふふうな場合には差し支えないわけでございまして、そこで新設規定の十二條の二では、除かれた戸籍に記載されている人あるいはその直系尊属、直系卑属、そういう者が請求する場合には、これは自分たちの身分内容のことでございまして、先ほど申しましたプライバシーの侵害といふふうな意味の弊害がないから、これは何も制限する必要はなからう。

それから、さらに国あるいは地方公共団体におきましていろいろ相続関係、過去の身分関係等を調査する必要もございまして、それから弁護士が訴訟等においてそういう除籍を必要とする場合もございまして、これも守秘義務ともあわせ考へますれば弊害がないということになるわけでございまして、そういうものを例示いたしまして、そしてそのほか法務省令で定める者も請求できるという、この法務省令の内容をいたしましては、先ほど十條の方で申し述べました司法書士とか調査士とか行政書士といふふうなものと同じような範囲を考へておるわけでございまして。

それからもう一つ、それ以外の者でも、たとえば一般私人でございますが、相続関係を明らかにする必要があるというふうな場合に、除籍以外にはないわけでございますので、さような場合には公開を制限することは行き過ぎでございますので、そういう者は当然請求ができるようにして、そのほか相続関係を証明する必要がある場合以外でいろいろ考えられる必要な場合が出てきようかということ、法務省令で定める場合にも、同じように請求ができる道を開いておこうというふうにしておるわけでございます。

この「法務省令で定める場合」というのは、現在いろいろ検討しておるわけでございますけれども、たとえば調停の申し立てをするとかあるいは裁判所にいろいろな手続をとるときに、相続関係以外の身分関係を明らかにしなければならぬというふうな場合が主として考えられるわけでございます。裁判上必要とする場合というふうなのが一番大きな法務省令で定める場合の例示になろうかと思ひますが、さようなことをいま詰めて検討いたしておるわけでございます。

○稲葉(誠)委員 除籍関係ですが、これをとるといふのは、不当な目的に利用されたというふうな例とかあるいは利用されるおそれというか、具体的な例は別として、そういうようなことがやはりあったんですか。

○香川政府委員 先ほど申しましたような族称欄の記載をことさらあばく、あるいはおまえは刑務所で生まれたのだということで、げびたあれで申しますれば、いやがらせ、ゆすりをするというふうな事例を耳にいたしておるわけでございまして、おおよそいろいろの場合が考えられるわけでございまして、そういうことをできるだけ未然に防がなければならぬというふうに考えておるわけでございまして。

○稲葉(誠)委員 そこで、いま言った戸籍閲覧制度の廃止と除籍簿の公開制限とかいうことと二つあわせて考えたときに、遺産分割の問題が非常に出てきますね、家庭裁判所で調停の場合もあるし

審判の場合もありますけれども、そうすると子供が多くて先に行つていっばいという場合に、それが相続人だかというのをとまかく発見するのは、実際問題として大変な騒ぎですよ。そのためには戸籍閲覧という制度は、弁護士がやる場合とかなんとかいう場合には残しておいた方がいいんじゃないか、こう思うのですがね。素人が戸籍閲覧してだれが相続人だか発見しろと言つたつて、とてもできるものじゃない。ばくらがやつてもわからないで、家庭裁判所へ行つて遺産分割の調停のときでも、何回も何回もとにかく相続人のあれが整わないといつて本筋まで入らない場合が多いんですよ。多いと言つと語弊があるけれども、そういう場合があるのです。戸籍閲覧制度を廃止にして、遺産分割の調停とかなんとかの場合に支障はないのでしょうか。そこはどうなのか、どうもその点ばかりよくわからないのですかね。

○香川政府委員 いま謄抄本の交付の請求にかえて閲覧の方が探しやすいとお話でございまして、けれども、実際問題として、おっしゃるような遺産分割の関係等で過去の身分関係を全部洗わなければならぬという場合に、現在の実際の戸籍というものは、さような場合に役に立つようにはなかなか仕組まれていないといううらみがあるわけでございまして。昔の戸籍でございまして、その辺がはっきりしたのでございまして、現在では夫婦子供中心の戸籍ということになつておつて、さような単位以外はないわけでございまして、その点非常に不便がある。したがつて、この不便さというものは謄抄本の交付請求よりも、さらには閲覧の請求自身にも当然同じ程度においてあるわけでございまして、この辺のところは閲覧制度の廃止と関連なしにでも、現在におきましても索引的なものがやはり必要じゃないかというところとんでございまして。しかしこれは専門家がいますと、ある一つの戸籍を中心にして、あるかないかはわからぬけれども、ある可能性があるということとでたぐつていけるといふことになるわけなん

でございまして、そのことはただいま御指摘の、閲覧制度を廃止することによつてかえつて弁護士には不便じゃないかということ、私は当たらないと思ふのであります。一つの中心的な戸籍、それすらわからぬのではどうにもならぬわけでございましてけれども、これは閲覧したつてわからぬわけでもございまして、さような中心的な戸籍の謄本を手がかりにいたしますれば、あるかないかは、これは法律家というか、あるいは戸籍の關係に精通しておられる方であればわかるわけでございまして。

実際問題として、いまそういう不便さをどういふふうには解消するかということ、市町村の方にもいろいろ苦心しておられるところでございまして。一緒になつて申し上げてはちよつと語弊がございましてけれども、あちこちの戸籍簿を閲覧という形ではなしにお見せして謄本の請求をしてもらうという形でもやっておるということ運用上うまくいっているんじゃないかというふうにして思つておるわけでございまして、この辺はさらに今回の改正と關係なしにある問題でございまして、うまい方法があるか、ひとつさらに積極的に十分検討したい、かように考えております。

○稲葉(誠)委員 それからここにもあります戸籍の謄本、抄本の記載事項に変更がないことの証明制度ね。これは戸籍謄本は有効はいま三カ月ですが、印鑑証明は三カ月です、どういふふうになつてゐるのかちよつとばくもあれですが、普通三カ月だと思つていますが、これは実際古い戸籍謄本を持つていて変わりがなければそれに變更がないということ証明してもらへばいいのだけれども、そういう制度があることをみんな知らないから新しく請求する。新しく請求してもいま待つていればその日のうちにすぐくれるから余りあれがないかもわかりませんけれども、こういう制度があることを知らないから利用されてないんじゃないか。印鑑証明は、初めからあれは三カ月になつてゐるのですか。謄本のあれも有効期間はどうなつてゐますか。

○香川政府委員 印鑑証明の有効期間三カ月と申しますのは、不動産登記法の施行細則に規定がございまして、不動産登記の取り扱ひの限りにおいて三カ月ということにしておるわけでございまして、一般的にそれをどういふふうにするか。これは特に市町村条例で印鑑証明書の有効期間は何か月というふうにはいたしておりません。それから戸籍謄本自身の有効期間というのは、法定は何もないわけでございまして、謄本である限りは、いつまでもそのときの謄本として有効であるわけでございまして。

ただいまの記載事項に変更がないことの証明制度が利用されてないというのは、確かにそういう制度があることを一般に十分知られていない、この面ではPRしなくちゃならぬかもしれせんですが、さつぱらんに申し上げますと、市町村におきまして記載事項に変更のないことの証明というものはわりあい手数がかかると申しますか、先ほど申しました非常に高性能の複写機があるものですから、現在の謄本をとつてもらつた方が手数がかからない、つまり記載事項に変更がないことの証明申請がありまして、現在の戸籍とそれと過去に出した謄本とを比較対照して、記載事項が全く同じであるかどうかを調べるという意味では若干手数がかるわけでございまして。

さような意味で、市町村の方としては、必ずしも記載事項の証明のPRということに力を注がないという傾向にあるのではないかと申すに思ひますが、しかしこれは市町村側じやなくて、申請人側の方の費用、手数の軽減にもなることでございまして、さような制度のPRには努めなければならぬというふうなことを考えております。

○稲葉(誠)委員 この十条の謄抄本の交付請求の場合ですね。普通の場合、この場合に今度のあれでは請求の事由を書かなければならぬわけですか。そうすると、その記載の程度とか疎明方法、これはどの程度疎明すればいいことになるわけですか、弁護士の場合なんかは弁護士判こでもあればいいのでしょうか。これが各市町村によつて

ばらばらだとかえって混乱が大きく起きてくるし、またそれを統一し過ぎちゃってもこれはまた画一的になって、地方自治との関係でどうなるかという議論もあるのかとも思うのですが、請求の事由の記載の程度、疎明方法、疎明だから証明と違うから簡単なんだろうけれども、そこら辺はどういうふうな一混乱は起きませんか、これは。

○香川政府委員 御指摘のとおり、この請求の事由の記載というのは、事柄自身は簡単なようでございませうけれども、実際の窓口事務の運用としては非常にむずかしいことだろうというふうに思うのであります。と申しますのは、先ほど申しましたように、その記載によつてのみではございせんが、それを足がかりにして請求の目的が不当であるかどうかというところをできるだけ迅速に市町村長が判断するというための記載でございまして、その目的にかなう程度に書いてもらわなければならぬということになるわけでございしますが、ただ個々の具体的な場合を考えますと、たとえば相続登記を申請するから相続関係を明らかにする必要があるということが必要だ、こういうのは問題はないと言えませんが、こういうのは問題はないと言えませんが、法律上結婚できる年齢に達しておるかどうかなんかという調査ということがあるわけでございします。そうすると「結婚要件調査のため」というふうな書きで済んだ場合、これは一体いいのかわからないという問題になるわけでございしますが、これは私も問題にしては、単に法律的にその程度でいいとか悪いとかいう議論をいたしても、なかなか市町村、しかも地域によりましてはいろいろ問題がありますので、その辺の扱いを、幸いございします市町村の戸籍事務協議会連合会等と十分協議いたしまして、窓口事務が混乱しないので、しかも申請人に過度の負担をかけないような扱いというものを十分考えていかなければならぬと思うのであります。なかなか具体的にどの程度まで書けばいいか。「結婚要件調査のため」と書けば、法律的にはそれでいいはずでございします。ただ、それで事

足りるというふうな全国的に言い切れるかどうかというふうな問題もあるかと思ひますので、その辺はこの趣旨から十分詰めて協議してみたい、そして全国的に統一するわけにはちょっとまいらないと思ひますけれども、それぞれの事態に即して考えてみたいというふうにお答えいたしておきたいと思ひます。

○稲葉(感)委員 質問をこれで終わりますが、最後に要望として、個人の基本的な権利、個人のプライバシー等を侵害しないように運用されなければなりませんし、同時にまた、国民のこれを要求する権利というものも当然確保されなければならぬ。そういう意味においてこの調和というものを十分図つていただかなければならぬというふうに思ふのですが、それは運用の問題だと思ふのですが、こういう点に今後十分注意していただきたいと思ふし、ことに前者の個人のプライバシーの侵害、内容はこれ以上申し上げませんが、このことについては十分な注意を今後も払つていただきたいということをお願いして、質問を終わります。

○大竹委員長 諫山博君。

○諫山委員 戸籍法改正について質問します。なるべく私自身の見解を交えずに、この改正案が法律になつたらどういう運用がされていくののどうかということを中心に質問したいと思ひます。そこで、政府の提案理由説明の中でこの戸籍法改正は、個人のプライバシーを保護するために必要だと言ふことが言われています。一般的にこの改正をしなければどういふプライバシーがどういふ方法で侵害されるのか御説明ください。

○香川政府委員 先ほど稲葉委員の御質問にもお答え申しましたとおり、戸籍は本来、人の身分関係を公証するためのものでございしますので、それに必要な記載が当然必要なやうなものでございしますが、その中に、たとえばある子供が嫡出子であるか非嫡出子であるかということが明らかにされなければ、これは相続関係が違つてまいりますので、当然必要であるわけであります。それから認知の制度もあるわけでございまして、認知さ

れた場合に戸籍上そのことを明らかにしておかなきゃならぬということがございします。

そういういろいろな身分関係を明らかにする記載事項それ自身は、法律上必要があつて記載されておるわけでございしますけれども、それが嫡出の子であつたか非嫡出の子であつたか、そんなことは何人人間としての価値には関係ないことでございしますから、特に問題にすることはないと言へばそれまででございしますけれども、現実の社会におきましては、やはり非嫡出の子であるということによつていろいろの、名譽の棄損とまではまいりませんが、プライバシーの侵害というやうな現象が起ることは、もう御承知のとおりだと思ふのであります。そういうことから、一方で身分関係の公証制度としての戸籍の公開の原則は維持しながらも、そのことによる個人のプライバシーの侵害というものを、制度として防止する手だてを講じておくのは当然のことだろう、こういうふうなことで今回の改正を考えておるわけでございします。

○諫山委員 私、たくさんのお話を聞きますから、簡単にお答え願ひたい。

そうすると、第一に嫡出かどうか、認知されたかどうか。そのほかはどういうことがあつたか、項目だけ言つていただきたい。

○香川政府委員 これは人によつてそれぞれ考え方が違ふと思ひますけれども、たとえば結婚歴があるというふうなことも一つの例として考える人があつたと思ひます。

○諫山委員 その二つは私もよくわかりませんが、そのほかはまだありますか。

○香川政府委員 戸籍の記載として、ほかに、客観的にそれがプライバシーの侵害につながるというふうな意味におきましては、直ちに思ひつかないわけでございしますけれども……

○諫山委員 そうすると、個人のプライバシーにかかわるといふのは、わかりやすく言えば、人の出生、結婚のことを言つていふというふうな理解できるわけですが、もう一つ、部落差別につながる

という言い方もあります。この点は、どういふ点で部落差別につながるというところを言われてい

るのか、法務省、どう思ひますか。

○香川政府委員 先ほど申しましたやうな嫡出とか結婚歴とかいうふうなこと、つまり戸籍の記載事項について、そのこと自身がプライバシーの侵害ではもちろんない、しかし、それが人によつては、悪用されると申しますか、プライバシーの侵害につながることにすることがあり得るということとを申し上げたわけであります。ただいまおっしゃる部落差別の問題というのは、戸籍の記載事項上は何らないわけでありまして、戸籍の記載から直接的にそういう部落差別というものは出てくる性質のものではないというふうには私は考えております。

○諫山委員 私は、現在の戸籍制度が部落差別に利用された例があると思ふのです。しかし、それは今度の改正案で解決するものだろうかという点になると、ぜひ納得のいく説明をいただきたいのですが、その点はどうか。

○香川政府委員 戸籍の記載事項によつて部落差別に悪用されると申しますか、そういう事例のあることは私も耳にいたしておるわけでありまして、これは正確に申し上げておかなければならぬと思ひますが、戸籍の記載自身で直接そういうこととは何にもないわけでございしますけれども、考えられるあれといたしましては、戸籍には本籍地、出生地が記載されておる、そういうことから、いまおっしゃるやうな、そういう部落差別につながる問題が出てくる、こういうことになると思ふのであります。しかし戸籍自身、本籍を記載し出生地を記載すること自身は、決して部落差別の問題とは違つたわけでございします。そのところを申し上げたわけでございします。

○諫山委員 結局部落差別につながると思へば、本籍地、出生地が公にされる、強いて言えば、それから部落差別というのに結びつくかわからな

もあるのですか。

○香川政府委員 プライバシーの侵害の範疇に入るかどうかあれといたしまして、同じように、そういう差別ということは防止しなければならぬことは当然のことです。戸籍の公開の制度を利用して部落差別につながるような不当なことがなされるのを防止すれば、戸籍制度としても当然公開制限という形でそれを防止せざるを得ない、こういうことになるかと思ひます。

○諫山委員 私も現在の戸籍制度を悪用して部落差別に使うというのは、とてもないことだと思ひます。ただ、私が知ったのは、今度の改正案でそれは解決するものかどうか。いま行われているような戸籍を利用した部落差別というのは、本籍地、出生地を調べるという問題はあるにしても、それ以外は余り関係ないのじゃないか。うかうかいう疑問を持ったのですが、どうですか。

○香川政府委員 どのような事例があるかということ、私も直接の所管でございせんので、個々細かな事例は役所の仕事としては正確には調べておりませんけれども、全国あちこちの地域で、そういうことから戸籍の窓口の公開の規制ということが各町村で大きく取り上げられておる現象から見ますと、戸籍の公開ということがそういうことにつながる事例は相当あるのかというふうには私も想像いたしておるわけでございます。

○諫山委員 この問題に関する幾つかの裁判例を見ると、現行法のもとで本人の委任状、本人の同意書または承諾書を提出して戸籍簿の謄本を交付しておるという例があるようですが、これは法務省は容認しているやり方でしょうか。

○香川政府委員 法務省として容認しているという、そういうたきちんとした、それを認めるというふうな積極的なことは何らいたしておりません。

○諫山委員 こういうやり方が行われていることは裁判例を見れば明らかですが、積極的に容認してないとするれば、それはいけないことだからやめ

なさいという指導はしていますか。

○香川政府委員 そのような措置が市町村においてとられておるその事態というものは、これは何とか解消しなければならぬわけでございますが、そういう単に法律的に問題があるというふうなことだけでそういうことをやめるように指導するといひたしまして、やはり現実には市町村においてそういう措置をとらざるを得ないという事態にもあるわけでございます。したがって、そういうたもつときめの細かい、いろいろな実態に合った措置がとれるように何とか早く戸籍法を改正したいということ、現に行われておるそういうたものを再検討は当然しなければなりませんけれども、少なくとも法律的に根拠を与えることが十分できるようにしたいというために、今回の戸籍法の改正をお願いいたしておるわけでございます。

○諫山委員 和歌山家裁でしたか、田辺で行われているようなやり方、これはいまの御説明では、遺憾だけでも急に改めるわけにもいかないというので、法務省が黙認しているように聞こえますが、そうですか。

○香川政府委員 黙認しておると言いますよりは、これは御承知のとおり、国の事務ではございませけれども市町村長に権限委任しておるわけでございます。市町村長においてそういう取り扱いはするといふに決めた場合に、そういうことはなるべくこういうふうになされた方がいいというふうな意味の監督というか、指導と申しますか、そういうことは当然できるわけでございますけれども、それでもなお市町村長においてそういうことを強行されるといひますと、これを法律的に是正するといふことはなかなか容易ではないわけでございます。それよりも実態が変わらぬ限り、市町村長のそういう措置というの、あながち一

○%非難するといふわけにもまいらない事情にあるわけでございますので、したがって、そういうたことが正当にと申しますか、妥当にできるような根拠を与えることが先決だ、私たちとしてはこういうふうな考え方をしております。

○諫山委員 いまの説明は、私に非常な不安感を抱かせるのです。幾つかの裁判所でああいうやり方は違法だと言われているのです。つまり、戸籍法を厳正に適用するなら過料の制裁を受けなければならぬ場合に当たるといふことになるわけですから、ところが、実際は市町村長がやっているんだからということで、監督官庁である法務省はそれを大目に見ている。そしてその状態を追認するためこの法案を出すといふふうな受け取れるのです、どうですか。

ある人でもないのに、結婚歴があるかどうかを調べたいといふふうなものが考えられると思ひますが、何と言つても、抽象的に申し上げますれば、それがプライバシーの侵害なりにつながるというふうなことであれば不当だといふことになるわけでございます。

○諫山委員 幾つかの例を設定して質問します。自分のボーイフレンドだけでも家族関係を知りたい、あるいは結婚を申し込もうと思つていても家族関係を知らたい、だから戸籍謄本が欲しい、この場合は交付しますか。

○香川政府委員 実態がまさに結婚するため、そういうことでありますならば、その場合は私は不当ではないといふふうに思ひます。

○諫山委員 本当にその人がボーイフレンドであるのか、本当にその人と結婚しようとしているのか、そこまで調べるのですか。

○香川政府委員 市町村長におきまして、そういうプライバシーの侵害につながるおそれがあるといふふうな疑いがありますれば徹底して調べざるを得ない、さうに考えるわけでございますけれども、これは抽象的に議論いたしましてはなかなか御納得がいかないと思ひますが、市町村は一般的にはそういう関係というのはわりあい熟知しておるものでございまして、その辺の峻別はちゃんと窓口でわりあいスムーズにできるのではないかとはいふふうに考えております。

○諫山委員 いまの説明はきわめて重大なように思ふのです。プライバシーを守るといふ口実で逆のプライバシーを侵害することがあり得るわけですね。あなたは本当にその人と交際しているのですか、本当に結婚するつもりですか、そこを窓口で聞くのですか。

○香川政府委員 先ほどおっしゃった、ボーイフレンドだからその相手の家族関係を知りたい、こういうことならば、市町村長は、あなたはそれじやまさにこれがボーイフレンドですねと聞くことになつて、はい、そうですと言へば、それはちつとも差し支えないことじやないでしょうか。

ある人でもないのに、結婚歴があるかどうかを調べたいといふふうなものが考えられると思ひますが、何と言つても、抽象的に申し上げますれば、それがプライバシーの侵害なりにつながるというふうなことであれば不当だといふことになるわけでございます。

○諫山委員 幾つかの例を設定して質問します。自分のボーイフレンドだけでも家族関係を知りたい、あるいは結婚を申し込もうと思つていても家族関係を知らたい、だから戸籍謄本が欲しい、この場合は交付しますか。

○香川政府委員 実態がまさに結婚するため、そういうことでありますならば、その場合は私は不当ではないといふふうに思ひます。

○諫山委員 本当にその人がボーイフレンドであるのか、本当にその人と結婚しようとしているのか、そこまで調べるのですか。

○香川政府委員 市町村長におきまして、そういうプライバシーの侵害につながるおそれがあるといふふうな疑いがありますれば徹底して調べざるを得ない、さうに考えるわけでございますけれども、これは抽象的に議論いたしましてはなかなか御納得がいかないと思ひますが、市町村は一般的にはそういう関係というのはわりあい熟知しておるものでございまして、その辺の峻別はちゃんと窓口でわりあいスムーズにできるのではないかとはいふふうに考えております。

○諫山委員 いまの説明はきわめて重大なように思ふのです。プライバシーを守るといふ口実で逆のプライバシーを侵害することがあり得るわけですね。あなたは本当にその人と交際しているのですか、本当に結婚するつもりですか、そこを窓口で聞くのですか。

○香川政府委員 先ほどおっしゃった、ボーイフレンドだからその相手の家族関係を知りたい、こういうことならば、市町村長は、あなたはそれじやまさにこれがボーイフレンドですねと聞くことになつて、はい、そうですと言へば、それはちつとも差し支えないことじやないでしょうか。

○諫山委員 結婚のときも同様に承っていいと思ふのですが、本当に結婚するつもりですかとか、どのくらいの交際ですかと、窓口でそれを聞くのですか。

○香川政府委員 そこはおのずから、つまり結婚するために相手の家族関係を知らねばならないということで、戸籍の請求があるわけですから、その結婚をするためというところがわかればいいわけですが、そのこと、いろいろのことまで根掘り葉掘り聞かなければならぬというわけのものでもないわけですが、もちろんそういう逆の意味でのプライバシーの侵害につながるようなことは市町村長としては避けるのが当然でございします。

○諫山委員 現在、本人の承諾書などは法律的に要しないのに、それを要求するということまでやられてはいるのですか。そうすると、あなたは本当にあの人と交際しているのかどうか、あの人の証明書を持てないかということになってくるんじゃないですか。本当にプロポーズしているのかどうか、何か証明書を持てないかということになるんじゃないですか。この条文を見る限り、事由を明らかにしさえすればいい、不当な目的でなければいいと書いてあるから、私はあの人と交際したい、家族関係をよく知りたい、だから戸籍謄本が欲しいんだと言え、それを信用して交付すると言ふのかと思つたのですが、どうもそうじゃなさそう、やはり窓口でいろいろ調べるということになると、ここに書かれてあるより事は重大だということに思ふのですが、どうですか。

○香川政府委員 全般的に根掘り葉掘り、いわゆる裁判における証明のようなことまですべてやるというふうには申し上げてゐるわけではないのでございまして、事案、事案によつて必要な限りの調査をするということもある。しかし実際問題として申し上げますと、戸籍自身の記載の中で、そういうプライバシーの侵害につながるような、先ほど申しましたようなそういった記載が何もないというふうなことでもあり、そういう請求者の言つ

ておることが、あなたが、特に厳格な証明までさせなければならぬというふうな必要もないようなときには、相手の言うことをそのまま市町村長が信用して交付するということになると私は思ふのであります。

ただ、一般的に言えば、先ほど申しましたように、戸籍の記載自身がすべての戸籍につきましてはプライバシーの侵害につながるおそれがあるというふうなことは決してないわけではございませんから、やはりその地域なり戸籍の記載、それに応じて適切な措置がとられるように、この法律案が成立いたしますれば、十分市町村長と協議して、おっしゃるような何でもかんでも、とにかくすべて厳格な証明を要求する程度にまで、あるいは職権調査を厳しくやるというふうなことをしないように十分注意したいというふうなことを考へておるわけではあります。

○諫山委員 厳格な証明を要するような手続ということになれば、これは言語道断です。そんなことをしたら戸籍制度は崩壊しますよ。そんなことはかりそめにもあつてはいけなわけですが、問題は、厳格な証明とまではいかなくとも、事実上窓口で審査するということのように理解できるのですか。

〔委員長退席、小島委員長代理着席〕
私は、この文章を読んだときに、いわば形式的な審査で通すのかと思つたのですが、やはり実体的な審査をする。それは窓口の権限、そしてやり方を全国的に統一するわけではない、市町村長に任せる、こうなるのですか。

○香川政府委員 私も、大半の場合には、いまのお言葉をかりすれば形式的審査で済むと思ふのであります。

ただ、先ほどちょっと稲葉委員の御質問にもございしましたように、興信所がある人に頼まれて結婚のいろいろの調査に來たというふうな事例で、しかもそれが過去において問題があつたような、そういう特殊なケースの場合に、それじゃ形式的審査でいいかということになりますと、そういう

特殊な場合には、全部の興信所がそうだといいわけではございせんけれども、いわばいわくつきの者が請求してきたというふうなことになるますと、やはり市町村長としては、単に一般と同じような形式的審査で済ましていいと言ふわけにはまいらない。そういう特殊な場合に、若干市町村側における調査が要するという運用上はなるのだから。大半はおつしやるのと形式的審査で済むというふうな考へております。

○諫山委員 あなたの答弁は、今後法律運用の一つの基準になると思ひますから、私は厳格な事例を設定して質問したいと思ひます。

四十歳の初婚の女性が二十五歳の未婚の男性について、「できればあの人と結婚しようと思ふ、戸籍謄本をとりたい」と言つて窓口に来た。窓口の人はその人を知らない。その場合どうしますか。

○香川政府委員 ほかの事情を一切考へないなら、私はその場合には、形式的審査で謄本は出すと思ひます。

○諫山委員 そうすると、「本当にあの人と結婚するのですか」というようなことを窓口は聞かないのですか。

○香川政府委員 「結婚するのですか」ということを確かめることは私は差し支えないと思ひますが、本人が「結婚する」と言つてゐるなら、それを信用して何も聞かないで、そうだといいことでございします。聞いては絶対いかぬということまで念のために結婚はされるつもりなんですか」ということを、確認する意味で聞くということ自身が決して悪いことだとは思へません。

○諫山委員 戸籍謄本をとりに行く人にもプライバシーがあるわけですが、それが窓口での調査の限度だと解していいですか。

○香川政府委員 ただいまの事例の場合には、その程度でいいのじやなからうかと思ひます。

○諫山委員 私は、未婚の四十歳の女性を設定したのですが、離婚歴の三回くらいある女性の場合、そして二十五歳の男性は初婚という場合も同様で

すか。

○香川政府委員 一般的には、同様だと思ひます。

○諫山委員 そうすると、興信所の例を挙げられなければ、よほど特殊な場合でない限り、形式的な審査で通す、根掘り葉掘り窓口で聞くような場合は例外中の例外でなければならぬ。そうでないと、戸籍謄本を請求する人のプライバシーに介入することになるということになりますか。

○香川政府委員 プライバシーの侵害ということが非常にやましく言われておりますけれども、戸籍の謄抄本を請求する事例の大半がプライバシーの侵害につながるなどという実態では決してないわけではあります。

〔小島委員長代理退席、委員長着席〕
だから、これはそういうことになつたのでは戸籍制度どころが大変なことではございまして、私は、大半の場合には、そういうプライバシーの侵害に戸籍制度が利用されるというふうなことはあり得ない、ごく特殊な場合にそういうことが起こり得るわけではありますから、したがつて、一般的には形式的審査で事足りるだろうと考へておるわけではあります。

○諫山委員 私も戸籍謄本の請求がプライバシーの侵害になるというのは例外中の例外だと思ふのです。ただこの法案の運用を誤つたら、戸籍謄本をとり來た人のプライバシーを侵害する。戸籍の公開の原則は崩れていゝと言つてゐるけれども、謄本とりに行つたらいいやらしいことを聞かれるから、もうとりには行かぬというふうなことになるれば大変だということ、運用の場合を聞いたのです。

それからもう一つ例を設定して、私は自分の町の歴史をいろいろ知りたい、たくさん人の戸籍をとりたい、これは自分の趣味だというふうな目的でたくさん人の戸籍を請求すればどうしますか。

○香川政府委員 趣味で町の歴史を知りたいということからたくさん人の戸籍をとりたいという事例をいまおつしやるわけではありますから、この

場合には過去に、と申しますか、経験上そういうことで非常に問題になったこともございますので、恐らくそういう請求がありますと、どのような点で町の歴史とその戸籍が結びつくのかというようなことをやはり市町村長は聞いて確かめるのではなからうかというふうに思いますが、たくさん戸籍を一度にとるといふ事例というのは、一般的に申しますと、決して正当な必要性があつてのものではないという、経験上そういうふうなプライバシーの侵害につながる事例がわりあいあるものでございますから、市町村長としては用心するということになるんじゃないかならうかというふうに想像いたします。

○諫山委員 やはり疑問を感じますね。あなたの説明をされるなら、正当な理由がある場合に限って戸籍簿を交付するという規定にならないといけないわけですが、ところが、この法案は文章づから見れば、理由を示さずすべし、い、どんな理由でもいい、不当な目的の場合にだけだということになっていますね。ですから、あなたの説明をされるなら、正当な理由がないと戸籍請求できないと書くべきじゃないですか。郷土史を調べるために、たとえば香川という姓の人がどういふふうにお互いにつながっているのかというのを調べる、これは必要なわけですね。そういう場合は不当な目的じゃないから、正当な目的であるということを立てしなくても足りると思うのですが、それじゃいけないのですか。

○香川政府委員 その郷土史を、町の歴史を調べるためにこれだけの戸籍簿を要するという、これはそういう場合もあるかと思うのであります。したがって、市町村長として、それは決してうそを言っているわけじゃないということであるまま戸籍を出して、もし万が一うそを言っている場合には、今度新たに過料の制裁、罰則規定を設けてございまして、それを頼りにしてそういうことを防止するというふうな運用も考えられると思ひますけれども、多量の戸籍を請求するという場合に、えてしてプライバシーの侵害につながる過去の

の事例というのは、経験上皆知つておりますので、そういうときにそれがかくかくの戸籍がどういふわけで町の歴史の調査につながるのかという程度のこととは、市町村長としては確かめるんじゃないかならうかというふうに私は考えるわけでございまして。

○諫山委員 確かめるんじゃないかならうかと市町村任せのようですが、確かめてもよろしいという趣旨になりますか。

○香川政府委員 具体的なケースごとのことでございまして、たとえば市町村の窓口で、それがその町に住んでおる有名な郷土史家で、まじめにそういうことをやっておる人ということでありますれば、その請求者自身のそういう経歴なり面識があることによつて、そこまで何も調べなくてもいいということにならうかと思ふのであります。しかし、おおよそその町に縁もゆかりもない人がその町の歴史を調べたいだといふことをした場合に、直ちにそれを、はいそうですかといふことで出していいかどうかは、私は疑問だと思ふのであります。と申しますのは、そういう大量のものをよその縁もゆかりもない者がたくさんとるといふことが、過去の経験上えてしてプライバシーの侵害といふふうな問題を起しておるといふ経験がございまして、当該人はそういうことでないかもしれないけれども、一応市町村長としては慎重にならうかといふことは、運用として当然ではなからうかといふふうに思ふのであります。

○諫山委員 もう一つ架空の事例を設定して質問します。

ある政治家が相当財産をため込んで他人名義にしてあるようだ、何某といふのはある政治家から認知された実子であるらしいといふ疑いを持つて、堂々とそのことを調べるために戸籍簿を欲しいといふ言つてきたらどうしますか。

○香川政府委員 その請求者とその認知されたといふ事実の間に法律上の利害関係があるといふ場合であれば格別でございまして、通常はそういうことはなないわけでございますが、これはやはりプライバシーの侵害につながるおそれがあるといふ

意味で、市町村長は慎重になるといふふうに考へます。

○諫山委員 私たちは、政治姿勢を正すために、政治家についてそういう調査をときどきします。これは必要だと思つてゐるんです。そういう調査に基づいて国会で論議したこともあります。しかし、この改正案が通れば、ある著名な政治家とだれその関係がどうであるのかといふようなことを調査するのは不当な目的といふことで、戸籍の交付を拒否できるということになるのですか。

○香川政府委員 その政治家が認知した……（諫山委員「政治家といふのがわかりにくければ、大臣といひましよう」と呼ぶ）私は、認知した子供があるからといふて、その政治家の評価が左右されるといふふうには必ずしも考えないのでございませうけれども、それをその政治家の評価を下げる意味で一般に喧伝するといふ資料に使うといふことになりますれば、これはやはりプライバシーの侵害といふことになるように思ふわけであります。したがつて市町村長は、そういう趣旨で、そのことを確かめるために戸籍が必要だといふ請求があれば慎重にならざるを得ないといふふうに考へます。

○諫山委員 刑法における名誉毀損罪の場合は、公益上の目的に出た場合は云々といふようなこともあつたわけですが、この戸籍法改正案第十條では一切そういう配慮は入らない。どういふ公益上の目的に出たとしても、政治姿勢を正すといふような立場からであつても、いま言つたような場合の戸籍簿の請求は認めないということになりますか。

○香川政府委員 抽象的に申しますと、不当といふ法律的评价の中には、やはり総合的に、いまおつしやる言葉を拝借いたしますれば、公益上の必要といふふうなものが一方にあるとすれば、それを含めて総合的に考えなければならぬといふことにはなると思ふのでありますけれども、戸籍の記載自身を一般に公表して、そして公益上必要だといふふうな事例といふのは、私はちよつとあり

得ないのじゃないかと思ふのでありますけれども、あり得るといたしますれば、公益上の必要といふふうなものも含めて、全体として不当かどうかといふ総合的な判断をするということになる、そういうふうな考えです。

○諫山委員 そういうことはあり得ないという立場なら、どうして戸籍簿の交付はしないといふことになるのですか、まああり得ないかあるかといふのは、何々金脈問題でどういふことが論議されたかといふことを振り返つてもえればわかるのですが、ところで、そういう判断は第一線の市町村長あるいは受付の人たちがするんですか、それとも統一的な指導をするんですか。

○香川政府委員 いまこでいろいろその事例をおつしやるわけでございまして、そんな事例を考へられる限り全部、全国統一的に指針を示すといふふうなことは、とてもこれはできないことでございまして。したがつて、基本的な考え方といふものを十分徹底せまして、そしてケース、ケースの積み重ねによつて行政運用が円滑にいくようにしていくといふふうなことしかないと思ふのであります。したがつて、まあ施行までに六カ月以内の日にちがございまして、十分戸籍事務の一線の担当者との協議をして運用に遺憾のないように努めてまいりたいと、かように考へておるわけでございまして。

○諫山委員 改正案を見ると、戸籍簿の請求は事由を明らかにせよと、請求が不当な目的であることが明らかとなるときは拒める、不当な目的でない限り事由を明らかにしなさいといふふうな制限になっていますね。しかし、実際は相当窓口で審査する、不当な目的であるかどうかまで審査するといふふうな運用されるように聞けるのですが、そうなりません。それとも、不当な目的といふのはどういふ場合だといふ何かきちんとした指導をするのでしようか。

○香川政府委員 そういう不当な目的の場合だけ拒否するといふのはなしに、積極的に、正当な目的がなければ交付しないといふような運用がさ

れては、これは法律違反でございますので、そういうことのないように十分市町村には徹底させるわけでございます。

いま申しました不当というのはどういうふうなことからいうようなことは、十分市町村にその趣旨を徹底させますと同時に、その取り扱いをめぐむいろいろな問題について十分事前に協議を遂げて、できるだけ円滑な運用がされるようにというふうに考えておるわけでございます。

○諫山委員 戸籍法は、現在ずいぶんまちまちに運用されているわけですね。そして、いまの運用は法律違反だという指摘を何回か裁判所から受けているわけですね。ところが、法務省はそれに対して是正するような指導はしなかった。いまなお改められていない。だとすれば、この法律がひとり歩きしたらどんなことになるだろうか。戸籍簿本をとられる人のプライバシーを守ると言われているようですが、戸籍簿本を請求する人のさまざまな問題が逆に侵されるということが出てくる。そうすると、もういやらしくて戸籍簿本の請求には行けないということになりかねないですね。その面について統一的な指導はするの、それとももう市町村に任せきりにするのですか、どうなんですか。

○香川政府委員 諫山委員も実態は御承知だと思ふのでありますけれども、現在、取扱要領なんかで見ると市町村の画一的な扱いというものは、たとえば先ほど申しました田辺市の例のようなものを設けておる市町村におきましても、実際の運用は、表面に出ておる取扱要領のような、一般的に不都合を生ずるような扱いではない。これは各法務局を通じて、市町村にいろいろ指導いたしまして、余り極端な、画一的な取り扱いということのないように指導を積み重ねておりまして、現在ではさほど表面にあらわれておるようなそういう不当な扱いはないというふうに私は承知いたしております。

もちろん、市町村におきましても、諫山委員御心配のような、余分にとり扱は語弊がございま

すけれども、今回の戸籍法の改正によって、より窓口事務を厳格、煩瑣にやるといふような方向に行くとはいえないと考へられないのでありまして、現在の扱いにさらに市町村みずから積極的に負担を負うような余分な扱いを積み重ねるといふようなことは、とうてい考へられないと思ふのであります。しかし、事は請求者、一般国民の利益にも関係することでございますので、先ほど申しましたように、施行までに、あるいは施行後も、市町村と十分協議をいたしまして、一般に迷惑がかかる、あるいは不当なことが起こることのないように十分注意してまいりたい、かように考えておるわけでございます。

○諫山委員 私、いろいろ事例を挙げて煩瑣かわかりませんが、実際に起こる問題でもう一つ事例を挙げたいのです。

自分はだれそれの戸籍をぜひ見たい、謄本がとりたい、こう言つて謄本を請求する。何に使用するかと聞かれた場合に、いや、とにかく知りたいのだ、強いて言うなら好奇心だといふふうに説明するとしますね。そういう場合はどうするのですか。この条文を見ると、不当な目的だといふことは証明できない、しかし正当な目的だといふことも証明できない、そうすると交付せざるを得ないようになりかねない、どうなりますか。

○香川政府委員 請求の事由を明らかにしなければならぬと書いておられますのは、請求の事由として何を書いてもいいという意味では決してないわけでございます。法律的に意味のある請求の事由を記載しなければならぬわけでありまして、したがって、自分は何が何でも見たいのだといふのは、そういう記載をしませんでした場合に、それは請求の事由を書いたことにならないと私は思ふのであります。だから、その点で拒否できるといふふうに考へるわけでありまして、好奇心ということも、これも本来、戸籍制度の公開の制度を利用する面における請求の事由として、好奇心だといふことでは、請求の事由を書いたことには法律的にはならない、だから、請求の事由を明ら

かにしてないといふことで、当然形式的にも拒否できるといふふうに考へております。

○諫山委員 次に、十二条の二の除籍簿の関係で質問します。

「弁護士その他法務省令で定める者」といふ言葉が出てきますが、これは第十条で説明されたのと同じ範囲ですか。

○香川政府委員 先ほど相葉委員の御質問にお答えしました十条の法務省令の内容と全く同じでございます。

○諫山委員 ここに挙げられている公務員だとか弁護士などは、理由のいかんを問わず請求できるのですか。

○香川政府委員 そのとおりでございます。

○諫山委員 「国又は地方公共団体の職員」となっていますが、これはどういう職員が限定されるのか。あるいは東京都の職員が神奈川県で請求するといふようなこともできるのか。

○香川政府委員 特に限定はいたしません。また、東京都の職員が神奈川県下の市町村に請求する場合も、当然適用になるわけでございます。

○諫山委員 だとすれば、公務員が職務上請求する場合ではなくて、職務外で請求する場合でも、公務員なら自由といふことになりませんか。

○香川政府委員 この規定は、決して公務員が私人として請求する場合を規定しているわけではなくて、請求する者が公務員として請求する公務員の場合でございます。

○諫山委員 職員については一切の限定づけはない、公務員であればという地域、どういふ人について調査できるということになりますか。

○香川政府委員 そのとおりでございます。

○諫山委員 第十二条の二の「相続関係を証明する必要がある場合その他法務省令で定める場合」といふ場合の「法務省令で定める場合」といふのは、相続以外の場合、そして裁判上必要な場合などを含むといふふうに説明されていたのですが、もっと広い概念ではないのですか。

○香川政府委員 ただいま除籍の関係の問題で

ございまして、除籍が相続関係と並んでそのほかの場合としてどうしても法律上必要な場合といふのをいろいろ検討いたしております。大半は裁判上必要とするような場合がこれに当たると思ふのであります。そのほかにもいろいろあると思ふいます。現在詰めておる段階でございます。この点は公開の制限を広げる方でございますので、省令におきましては、施行前に必要な場合を全部網羅するように省令を制定していただきたいといふふうに考えております。

○諫山委員 さつき私は郷土史家がいろいろ調査するときのことを質問したのですが、歴史上の研究のために郷土史家が除籍簿を見たいと思つてももう見れなくなりますか。

○香川政府委員 そういう特殊な事例で、しかも許してしかるべきものもあるかと思ふのであります。その辺のところを逐一限定的に書くといふことも法律技術的に相当問題があるといふ、やはりおっしゃるような場合も必要性があるといふ、たしまたれば何とかなるような、そのところを含めた巧妙な規定を設けておかなきゃならぬといふふうなことで、現在その点を検討中でございます。

○諫山委員 検討中だと言つけれども、この法案はたばたと採決してくれという強い要求が出てくるのです。その法案の中からはそれは出てこないようだし、それができるようにするために法務省令というので道を開くといふことのようにですが、どこでその道を開くのですか。

○香川政府委員 この法律が可決、成立いたしました、公布されてから六カ月以内にいまの戸籍関係のところを施行になるわけでございまして、その間に市町村とも十分協議を尽くしていろいろ検討して準備をしたい、こういう考へてございまして、

○諫山委員 戸籍簿、除籍簿の閲覧制度は全廃するそうですが、いろいろ弊害が出てくるのではなからうかと心配するわけです。利用者が少ないと言つけれども、利用者がいるといふことは、やはりそれなりに意味があると思ふのです。

たとえば、除籍簿本の請求は特定の人ではできないというふうになされているわけですが、閲覧制度の全廃ではなくて、原則として閲覧できないけれども、特定の人たち、特定の事情があれば閲覧できるというふうな制度というのは、検討されたのでしょうか。それとも、検討の余地なしで、問題にもならなかったのですか。

○香川政府委員 除籍につきましては、現在大半の市町村で保管しております除籍というものは、先ほども申しましたように、王申戸籍から始まりまして相当古いものがある。つまり、その中の記載はどうかと思われるものもあるわけでございませう。しかも、現在は、生きている戸籍の場合には、戸籍簿自身がバイナリーにつづつてあるわけでございませう。この部分の抜いて閲覧に供するということは比較的容易なものでありますけれども、除籍については、とじてあるものが非常に多いわけでございませう。このものを抜いてくるといふわけにもまいりません関係から、除籍簿の閲覧について市町村として一番悩んでいる問題があるわけでございませう。

先ほど申しましたように、何も閲覧しなくても簿本の交付請求によって事足りるわけでございませう。現在の市町村の負担から申しまして、市町村の余分な負担あるいはプライバシーの侵害につながるおそれのある、そういったことの起りやすい閲覧制度というものをできるだけ廃止するということに踏み切ったわけであります。いろいろ検討いたしましたけれども、特定の者だけに閲覧制度を残すというのは、やはりちよつと公開制度の姿勢としていかなものかというふうな感じがするわけでございませう。

○諫山委員 戸籍簿及び除籍簿の閲覧を特定の人たち、あるいは特別の理由がある場合に残すすれば、何か弊害がありますか。今日まで続いた制度を突如として一〇〇%ゼロにしなければならぬという意味がちよつと理解しかねるのですが、これは事務上の問題ですか。

○香川政府委員 実際、その閲覧の制度というふう

うな、役所の公簿を一般にその者の見るに任せると言つてはあれでございませうが、閲覧制度というのは、どちらかと言へば私は例外だと思つております。

なぜ閲覧の制度が設けられてきたかということ、これはむしろ理論的なものというよりは手数的なものかと申しますか。つまり、昔におきましては、簿本の請求がありますれば全部手書きしなければならぬというふうなこともあるわけでございまして、さういふことはそれだけ市町村側の手数もかかるし、請求者の方もそれだけ待たなければならぬという不便があるというふうなことから、むしろ市町村の側に手数もかからないし、請求者の負担でやれるというふうなことで閲覧の制度の実質的な意味があつたというふうなふうに思つてあります。今日の考えますと、簿本の作成自身が、高性能のコピーによりまして実に容易に鮮明に、簡単にできるわけでございませうから、したがって、閲覧制度を存置しておく積極的な理由は、何らないのではないかとこのように考へておるわけでございませう。

○諫山委員 百二十一条の二の罰則、百二十二条の罰則という問題について質問したいのですが、偽りその他不正の手段によつて戸籍簿本の交付を受けるという場合は、窓口で事前に調査するのですか。これは事後の調査によるものでしょうか。

○香川政府委員 これは、もちろん事後でございませう。

で簿本を受けた、いわば簿本交付を被害法益と考へれば、既遂になつた、そういう場合の過料でございませう。この百二十一条の二の関係で市町村長が事前に調査するということは、したがって理論的にはあり得ないわけでございませう。ただ、弁護士でなければ請求できないのに、弁護士といふことを偽つておる、弁護士でない者が弁護士だといふことにしている場合には、これは当然拒否するわけでございませう。そういう場合に、弁護士でない者に交付したということが後でわかつたときに、市町村長はもちろん告発するというふうな問題はあつたと思ひますけれども、この関係で市町村長が事前に調査するといふことは考へておりません。

○諫山委員 あの人と結婚したいと思ひながら、戸籍簿本を請求する。しかし、うら若い女性で、とてもそのことが口に出せない。そういう場合に、たとえば一あの人と車で交通事故に遭つたから、ぜひあの人と結婚したいといふと、うそを言つてつた。本当は結婚するための戸籍簿本だつた。こんな場合、処罰するかどうかは別として、この違反になりますか。

○香川政府委員 この過料の制裁の規定の適用があると思ひます。

○諫山委員 それでも、あります。

○香川委員 それは過料の制裁の規定に当たるといたしまして、実際に過料を取るかどうかといふのはまた別のことでございませう。裁判官におきましては、恐らくいまのような事例の場合には、まず過料の裁判はしないと思ひます。まず、そういうことがはつきりしておりますれば、市町村においても告発することはないといふふうに思ひますけれども、理論的には該当するといふふうな考へます。

○諫山委員 これもきわめて重大で、私はどうこれを解釈したかと言ひますと、結婚するために戸籍簿本が欲しいと言つても交付する、交通事故による損害賠償のために必要だと言つて請求しても交付する、こういう場合は、うそを言つたことに

なるけれども、虚偽の方法で交付を受けたということにはならないのじやなからうか。逆に、弁護士でなければとれないのに、弁護士だと言つて簿本の交付を受けた。これはだまして交付を受けたことになるから過料の制裁を受けることになるんじやなからうかと解釈したのでありますが、うそを言ひさえすれば、どうせ本当のことを言つてもとれる場合でも、やはり制裁を受ける条項に当たるとは思ひますか。

○香川政府委員 形式的には当たると思ふのであります。しかし、いまおつしやるように、結婚の調査のためだけでも、そのうら若い女性が恥ずかしいから交通事故とこつた、こういうことでございませうけれども、これがうら若い女性でなく、本当は結婚のいろいろなことを調査するためであるのだけれども、それじやめんどつたから、あるいはくれないかもしらぬからといふことで交通事故だといふふうな言ひもあるわけでありまして、結果的には結婚のいろいろ要件調査といふようなことで交付を受けたかもしれないけれども、交通事故といふことで交付を受けたといふことになる、その事実関係は同じなはずでございませう。だから、必ずしもそれを偽りでない、こゝういふふうな評価するのはいかがかと思ふのでございませう。私はやはり形式的には偽つたといふことになるといふふうな思ふのであります。

○諫山委員 そうすると、戸籍簿本の請求といふものは大変こわいことになるといふふうな思ふのですが。

じや結果的に交通事故の裁判のために、これをほかのために使つたといふのなら構ひませんか。

○香川政府委員 交付を受けるときに、交通事故の裁判の關係で必要だといふことで交付を受けまして、たまたま手元にある簿本がほかのことに使われたからといって、この罰則は適用になりません。

○諫山委員 いろいろな理由で戸籍簿本をたぐさんの人がとります。これはあくまでもとる場合

の規定であつて、とられた戸籍謄本がどのように悪用されるかということとは戸籍法上の問題じやないということになりますか。

○香川政府委員 そのとおりであります。

○諫山委員 弁護士は除籍簿の謄本も請求できるわけですが、弁護士の依頼者が弁護士にうそを言つて、除籍簿の謄本をとつた。弁護士は知らなかつた。その場合はだれか処罰されますか。

○香川政府委員 弁護士さんが依頼者にだまされて、弁護士が正当なものだということとでその除籍謄本を請求した、こういうことでございますか。

○諫山委員 はい。

○香川政府委員 その場合は、弁護士さんは過料の制裁を受けることはございません。

○諫山委員 だました方が何か制裁を受けますか。

○香川政府委員 だました方も、この戸籍法の限りでは——つまり一般的に申しまして、だました方も何ら刑罰法規には触れないと思ひます。

○諫山委員 そうすると、除籍簿の謄本請求というのは、手続が非常にむづかしくなつてゐるけれども、弁護士を通じてならわりあい自由にとれるのですか、もつとも、そこでは弁護士の職業上の倫理というのが働くのでしょうか。

○香川政府委員 これは、弁護士でもあられる諫山委員にあるいは失礼かもしれませんが、そんな、弁護士が弁護士の業務として謄本が必要となる場合以外に、一般の人から除籍簿の交付を受けるための依頼だけを受けて、弁護士がいれば、口悪く申しましたれば地位を利用して、除籍謄本を簡単にもらふようにするといふような弁護士さんは、これはいらいつしやらないといふふうに思ふわけでございます。

○諫山委員 そうすると、弁護士は、十二条の二で除籍謄本の請求ができるとなつてゐるけれども、これは裁判上使う場合のみに限られるという趣旨になるのですか。

○香川政府委員 裁判上だけではなくて、弁護士業務としていろいろな場合に、そういう除籍

謄本が必要な場合があるわけでございます、そういう弁護士の職務として必要な場合を考えてゐるわけでありまして、必ずしも、裁判上必要とする場合だけに限らないわけでございます。

○諫山委員 「弁護士その他法律省令で定める者」といふのは、司法書士も含む趣旨だといふふうに説明があつたのですが、司法書士の場合は、弁護士と違って、業務に使うといふよりか、請求の手続をすること自体が職業的にやられてゐるのです。そういう場合はどうなるのですか。司法書士を通じてとにかく除籍謄本が欲しいといふような場合は、請求は拒否されるということになりますか。

○香川政府委員 司法書士は、司法書士法によりまして裁判所、検察庁あるいは法務局に提出する書類を、かわつて作成するわけでございます、除籍謄本が問題になる例、端的なものを申し上げますと、登記所に相続登記の申請をする場合に謄本の添付が必要になるわけでございますが、その場合に、司法書士の、いま申しました業務の付随業務といふことで、法律的に戸籍の方の謄本の交付請求をかわつてすることもできるといふふうに解釈されてゐるわけでございます。そういう場合に考えられることでありまして、本来の司法書士の業務とは全然関係なしに、市町村に対して謄本の交付を請求するといふのは、むしろこれは行政書士の方の分野でございまして、司法書士はそれ自体独立してはできないのではないかと、いふふうに考えます。

○諫山委員 実際は相当広くやられてゐると思ふのですけれども、司法書士を一つのトンネルとして除籍謄本そのものを請求する。そのことを目的として謄本をとるといふことはできないといふ趣旨になりますか。

○香川政府委員 それは法律的にはいま申しましたように、司法書士の業務に属さない事情でございまして、また仮にそういうことが司法書士の名においてされるをいたしますれば、これは司法書士法に司法書士の品位の保持とか、あるいは公正

に業務を行わなければならぬといふような規定がございしますので、そういう規定の違反として懲戒等の対象になるといふふうに考えるわけでありまして、おっしゃる通りに、法律的に堂々といひますか真正面から請求の認められる弁護士、司法書士等がそのことを悪用して、この改正の趣旨を没却するやうな不当な目的に使う謄本の交付の代理をやるやうなふうなことは私はないと思ひますけれども、そういうことのないように、少なくとも司法書士につきましては法務省の所管の業法でございまして、十分注意は喚起したい。他の面につきましても、それぞれの監督官庁にお願ひをして、そういうことのないように十分注意を喚起していただきたいといふふうに考えております。

○諫山委員 もう一遍第十条に戻りますが、郵便で戸籍謄本を請求するといふ制度が現在もあるし、改正案でも残ります。この場合は、さつき問題になつた不当な目的であるかどうかといふのは、どういふ方法で審査するのでしょうか。

○香川政府委員 郵便によつて郵送してくれといふことの場合に、やはり弁護士とかさういふた者は問題にならぬわけでございますけれども、一般の私人から要求があつた場合に、直接窓口に来るわけでございますので、審査方法が限られるといふことになるわけでございます。そういう意味で、この辺のところは私の現在の考えでは、窓口に来る者とさう違つた扱ひはする必要はないと思ひますけれども、やはり市町村によりましては、若干その請求の事由を詳細に書いてもらふといふふうな扱いにすべきかどうかといふふうなことが当然問題になりますので、その辺は十分ひとつ協議してまいりたいといふふうに考えておるわけでございます。

○諫山委員 裁判で現に問題になつてゐるやうなところでは、この問題はどうか処理してまいりましょうか。郵便での請求だつたら無条件に出してゐるのかどうかです。

○香川政府委員 問題を起しておる事例のその市町村において、特に郵送の場合に特別の複雑なと申しますか、厳格な取り扱ひはするようにはなつていないわけでございます。裁判になりました例は全部画一的な扱いでございますので、さうな郵便による扱いを厳格にするといふやうなことが出ていないわけでございますけれども、先ほど申しましたやうな運用の実態からいつても、特別な扱ひはしてないといふふうに承知いたしております。

○諫山委員 もともと戸籍とか登記といふのは形式的な審査がされる、きちんと書式が整つておれば機械的に手続を進めていくといふのがたてまえだと思ふのです。ところが今度の改正案では、不当な目的であるかどうかといふことをどうも窓口で審査するといふことになつて、大変ややこしいことになりそうに思ふのです。

特にこれが郵便で請求した場合にどうなるのか。たとえば東京の人が北海道のある町役場に戸籍謄本を請求したといふ場合にどんな処理をするのかといふのが疑問になるのですが、そのやり方はまだ決まつてないのですか。

○香川政府委員 決まつてないといふのじやなくて、一般と同じやうな扱いをすること、請求の事由を書いて郵送してもらふといふことになるわけでございますけれども、先ほどちよつと申しましたように、窓口に参りますときには、請求の事由がこれじや書き足らぬといふやうなことで、すぐ補正的な扱いができるわけでございますけれども、郵送の場合にはそういうことがなかなかできない。万一書き足らない、請求の事由がこれでは足らぬといふやうなことになる場合には、拒否して返してしまふといふことになるかと非常に不便になりますので、そこでそういう郵送の場合の扱いといふことをもう少し細かく実務的に検討したいといふことを申し上げてゐるだけでありまして、特別に郵送の場合の扱ひは別に違つて、これから検討するんだといふことはございせん。

○諫山委員 見も知らない人について、見合ひす

るから戸籍謄本を送ってもらいたいということでも郵送料を送ったら、それで機械的に謄本を送ってくれますか。

○香川政府委員 一般的にはそうだと思います。

○諫山委員 私、法案を読んでいろいろ感じた疑問を提起したのですが、次回に、さらにいまの答弁に基づいて質問を続けさせていただきます。終わります。

○大竹委員長 沖本幸幸君。

○沖本委員 前に御質問した方と内容が重複する場合があるかも知れませんが、その点は御了承をいただきまして、よくわかるような御説明をくださいたいと思います。

それで、戸籍法について、これも重複していると思うのですが、公開の原則ということが言われているわけですが、その趣旨はどういうことになりましてしょうか。

○香川政府委員 戸籍について言われている公開の原則というのは、戸籍が人の身分関係を公証する唯一の制度でございますので、国民の法律生活におきましていろいろ身分関係を明らかにする必要があるわけでございます。きょうの場合に利用していただくという意味で公開いたしておるわけでございますが、おおよそ戸籍というものは、何

がなんでも絶対的に公開すべきものではない、やむを得ない理由があるわけのものではない、やはり必要性があることから、妥当な範囲で公開するというふうな考え方のものだと思うのでありまして、裁判の公開とはちよつと性質が違ふものだろうというふうに考えております。

○沖本委員 そうしますと、今度の改正案はその公開の原則を維持することになるのか、これに制限を加えることになるのか、どういうふうに受け取ったらいわけでしょうか。

○香川政府委員 生きてゐる戸籍につきましては、原則は公開ということで置きながら、それが本来の公開の趣旨にもとる、たとえば他人のプライバシーの侵害のために利用されるというふうな不当な場合に公開を制限するというところでござい

まして、これは先ほど申しましたような公開の趣旨から考えますと、当然公開の制度に内在している制限というふうなことでございまして、ありまして、したがうしまして、今回の改正によりまして公開の原則が崩れたというふうには評価する必要は毛頭ないと思つております。

除籍につきましては、その公開の制度に内在しておる制約というものが、除籍の実態から考えまして、形式的には相当制限が大幅になつておりますけれども、現実には除籍を利用する実態から考えますれば、公開の原則はやはり維持されておるのと同じだというふうには私どもは考えておるわけでございます。

○沖本委員 このままでいいんじゃないか、改正することによつてより混乱が起るんじゃないか、あるいはいろいろ御意見が出てゐるわけですが、なせ改正しなければならぬかという点について御説明いただきたいと思つてゐます。

○香川政府委員 現行法のままでいいじゃないかという御議論は、恐らくは十條一項ただし書きの「市町村長は、正当な理由がある場合に限り、本項の請求を拒むことができる」という規定があるから、それをうまく活用すればいいじゃないか、こういうお考えだろうと思つてゐます。

しかし、もともとこの十條一項ただし書きの「正当な理由」というのは、いろいろ解釈があるようでございますけれども、どちらかと言いますと市町村側の都合、つまり、たとえば市町村におきまして、とてもその事務処理にたえないような大量の請求があつた場合とか、あるいは手数料の賦課されないような場合とかいうようなことが学説等であつておるわけでございますけれども、このただし書きの「正当な理由」の中に、果たして今回考えておられますようなプライバシーの侵害につながるおそれがある、つまり請求の目的が不当であるという場合が含まれるかどうかということが、解釈上なお疑問なしとしないわけでございます。しかもただし書きの方は、請求者側の

何らの手続、協力等を得ないで、市町村長において、いわば職権的にと申しますか、独自に判断してということになるわけでございますので、現在のプライバシーの侵害につながるような公開制度の悪用というものをチェックする一つの根拠としては、解釈上も疑念がございますし、また手続的にも無理があるというふうなことを考へるわけでありま

さうな意味で、今回の改正では請求者の方から請求の事由を明らかにすることにしたしまして、それをもとにして市町村長が不当かどうかの判断をして許可を決めるといふふうになつてま

えを要する方が現実の市町村の窓口事務の取り扱いとしてはいいのではなからうか、かような考へによるわけでございます。

○沖本委員 その市町村長につきましては、この法律が改正されたことによつて、この取り扱い上の問題でいろいろな解釈の仕方が生まれてきて混乱が起きないかということも考へられるわけですし、いままでの問題として一番改正しなければならぬ、混乱が起つたという具体的な内容と、それから改正してから後、混乱が起らないためにはどういう方法でこの法律の内容を周知徹底なさるか、そういう点について御説明いただきたいと思つてゐます。

○香川政府委員 混乱と申しますか、現在、これはいろいろ地域差のあることでもございすけれども、個人のプライバシーの侵害あるいは差別的取り扱いというふうなことに、この戸籍の公開の制度が悪用された事例があらちにあるわけでございます。したがつて、該当のそういう事例の非常に頻発して申しますか問題になつておる市町村におきましては、御承知のとおり、独自にそういうものを防止するための取扱要領を決めておるわけでございます。これが現在、そのこと自身は必要やむを得ない措置とも言えないわけではないのでございすけれども、法律的に相当無理があるというところとございまして、さうな意味でむしろさういふ地域に混乱が生じておるといふことがあるわけ

でございます。つまり不当なものを防止する、これは数から言えば決して多いわけではないわけでございますけれども、それを防止すること、さういふ不当でない者までに、きわめて厳格なうかが、極端に言えば、法律に違背するおそれのある扱いがされることから、公開制度を真に正当に利用するといふ者にむして非常に迷惑がかかつておるといふ事例すら出ておるわけでございます。

さういふことでございまして、法律的に明確な根拠を与えて、それによる合理的な妥当な取り扱いがされるように法改正をせよともしなければならぬ、かような考へ方であるわけでございます。

ただ、法改正がされました場合に、たとえばその請求の事由の記載の問題とか、不当だといふふうな判断すべき場合といふのはどういふ場合かといふふうな点につきましては、施行までの間に市町村側とも十分協議をし、あるいは指導して、十分さういふ混乱の生じないと申しますか、正当に法律が運用されるように努力したいといふふうな考へておるわけでございます。

○沖本委員 除籍簿も戸籍簿と同様、身分関係の公証の上で必要なものと思はれるわけですが、なせ戸籍と異なる取り扱いとするのか。この制限によつて、利用する方にかへつて不便になるんじゃないかという点が考へられるわけですが、どうも、さういふ点についてわかりやすく御説明いただきたいのですが。

○香川政府委員 除籍簿といふものは、大半が現に死亡しておる人たちのいわば過去の身分関係が記載されているものが多いわけでございます。現在、現に生存するものが記載されている戸籍に比べれば利用度ははるかに少ないわけでございます。ところが現に除籍されてゐる中にはいろいろあるわけでございますけれども、明治三十二年、大正四年の戸籍から始まりまして明治三十二年、大正四年の戸籍といふふうな過去のものが市町村にまだ、これは保存期間八十年でございまして、この中には今日の意味において考えますと、戸籍の記載事項として

必ずしも適当でないもの、あるいはむしろ記載すべきでないと考えられるもの、たとえて申しますれば、大正四年戸籍以前のものにつきましては、族名欄の記載で華族、士族、平民というふうな、そういった族名の記載がされておるとか、あるいは刑務所で生まれた子供については出生地として刑務所が記載されておるとか、そういったいろいろ戸籍制度として何ら必要がない記載事項があることによりまして、該当の人のいわば名譽あるいはプライバシーの侵害につながるおそれがある記載があるわけでございます。

そういうことから、必要度とそういう現実の除籍簿の記載内容から考えまして、生きている現在の戸籍よりは公開をさらに制限するのが妥当でございませうけれども、しかし実際、現在除籍の謄抄本を利用しておる者はそれなりの正当な理由があるわけでございまして、そういうものはやはり今後もその必要性があるわけでございませうから、そういうものは限定的に公開の原則を貫いていくというたてまえにいたしておるわけでございまして、実質的に必要性のことから考えますれば、何ら不都合、不便が生ずるといふふうにはならないというふうに考えております。

○沖本委員 閲覧制度を廃止する必要があるのは、何によつて閲覧制度を——プライバシーの問題、いろいろおっしゃったわけでございけれども、そのことがむしろ国民生活にいろいろな不便を来さないかということの心配があるわけです。これは具体的に実施されてみなければいろいろな問題がわからないわけですが、弁護士さんの中にも——特定のいままで専門にそういうことを取り扱ってこられた方々には従前と変わりのないんだというふうな御説明があったわけですが、弁護士さんには何となく何なり、閲覧を求める場合等にいままでと変わった提示を求められるんじゃないだろうか、そのこと自体がいままでより手続がむずかしくなるんじゃないかというふうな心配をなさる方がたくさんいらっしゃるわけですが、

ども、その点いままでも変わりはなく、特定の閲覧とか戸籍に関する問題について、それぞれの公の仕事で個人の秘密を保つ立場を保ちながら必要な方々の上についていままでも異なるような事例が起きるとすればどういふことが起こってくるのか、そういう点、御説明いただきたいと思ひます。

○香川政府委員 最初に閲覧の制度を廃止いたしました理由でございますが、これは現在では高性能の複写機が各市町村に備えられておりまして、謄本の交付にはさほど手数料はかからぬわけでございます。ところがちよつと考えますと閲覧というのは簡単のようでございませうけれども、現在、戸籍簿につづられてある該当戸籍を抜いてまいりまして、そして閲覧室というのを設けてそこで職員が、改ざん等されることであつてはなりませんので、監視つきで閲覧をさせるといふたてまえになつておるわけでございませう。これが市町村にとつては非常に負担でございまして、さようなことで市町村側としては、今日非常に財政も苦しいときでございませうし、職員の数も足りないということから、閲覧の制度は非常に手数料がかかるから廃止してもらいたい、住民に対するサービスとしては、むしろ謄抄本が迅速に、しかもはつきりと謄写したものが交付できるから、そちらで見てもらった方がはるかに市町村としては簡便なんだ、こういうことで廃止を強く要望しておるわけでございませう。実際のこの閲覧の制度の利用というものは、数から申しますと謄抄本に比べれば微々たるものでございませうし、しかもこの閲覧というものが、特に除籍におきましては、当該除籍だけを抜いてきて閲覧に供するということができないわけでございます。バインダー式の帳簿につづつてありますればいいのでありますけれども、昔の戸籍は御承知の大福帳式の帳簿になつておりまして、そういうことから、どうしても他人の、該当の以外の戸籍まで見られるおそれがあるというふうな心配がございまして、非常に神経を使つておるわけでございませう。それやこれやございまして、閲覧の

制度は廃止する。

○沖本委員 その場合でございますと、弁護士さんの場合は、そういう除籍が必要だといふのは、裁判所とかあるいは登記所とかいふふうなところに、相続を証する書面として、あるいはその他過去の身分関係を証明する手段として裁判所等に提出する場合がほとんど全部だろうと思つております。そういったものと、閲覧して自分が写した謄抄本をもちつたことで事足りるはずでございまして、特に謄抄本以外におきまして閲覧しなければならぬというふうな必要性は、私はないんじゃないかというふうなふうに思つております。

ただ一つ考えられますのは、現在の戸籍手数料令によりまして、謄抄本の方が金がかかる、手数料がかかるわけでございませう。これは市町村の実費から申しますと実は逆でございませうけれども、一般国民の方から見ますと、自分が閲覧するのに、写しをもらうよりも金がかよいかかるといふのはおかしいんじゃないかというふうな国民感情的なものがございませうので、手数料令は閲覧の方が現在安くなつておるわけでございませう。これは実質計算から言つて実は逆でございませうけれども、そういうことから、謄抄本の交付を受けるよりも閲覧した方がその場における手数料は安いということから閲覧制度が云々されるところもあるのかもしやないと思つておりますけれども、公開制度、戸籍制度を利用するいろいろの場合を考えまして、閲覧制度を特に市町村のそういう負担増をがまんしながら存置しなければならぬ理由はないというふうには私は考えておるわけでございませう。

○沖本委員 その場合でございますけれども、そういう方々の手続上の問題で、従来やつてきた手続方法以上に、何か必要な書面であるとか必要な手続事項ができてきて、その手続の方が従来よりも煩わしくなるんじゃないだろうかという懸念をしていらっしゃるわけなんです。その点についてはいかがですか。

○香川政府委員 これは十条の生きている戸籍の方の謄抄本の交付請求等につきましては、法務省令で定める場合には請求の事由を明らかにしなくともいいというところに規定しておるわけでございませう。この法務省令で定める場合といふ中に、業務上の守秘義務もあり、もちろんしつかりした方がなつておられる、そういう弁護士さんといふふうな方は当然この法務省令で規定するつもりでございまして、したがつてこの面におきまして全く現在と何ら変わりはないといふことになるわけでございませう。つまり、一般の場合には今度請求の事由を明らかにしなければならぬという義務も課しているわけでございませうけれども、これも弁護士の場合には外れるわけでございませうから、現行と何ら変わりはないといふことになるわけでございませう。

それから除籍の方は十二条の二でございませうが、この場合には、除籍の謄抄本の請求できる者の中に法律で一項ではつきりとして弁護士も規定いたしておるわけで、これも現在と何ら変わりはない。特に手続的に制限を受けるというふうな懸念は全くないというふうに考えておるわけでございませう。

○沖本委員 交付請求に対する不当拒否の増加するおそれはないだろうか。またこれに対する救済の方法はあるんじゃないだろうか。どういふふうなこういう問題に対処したらいいかという点についてお願いいたします。

○香川政府委員 現在の、さつき申しました十条一項ただし書きの「正当な理由」云々の規定を根拠にして請求を拒否するといふ場合の現在の市町村の取り扱いの実態等を考えてみますと、今回、請求の事由を明らかにしてもらつて、それを足がかりにして不当な目的によるものがあればそれを拒否するといふ法改正が実現いたしましたとしても、特にそれによつて拒否する事例がふえるということには、私はならぬと思つております。これはもちろんそういうことがあつてはならぬわけでありまして、施行になるまでの間に市町村

と協議も尽くし、十分指導はいたしたいというふう
うに考えておりますが、万一、本来請求を拒否し
てはならぬものについて請求を拒否いたしました
場合の救済方法は、現在と同じように、一つは家
庭裁判所に対する不服申し立てということで、家
庭裁判所の審査を受けることになるというのが一
つと、それからもう一つは、現行法にもございま
すが、市町村がそういう請求拒否すべからざる
ものを請求拒否したということになりますと、職
務を怠ったということになりますので、過料の制
裁があるというふうなことで防止策と制裁策とい
うか、事後措置が十分講じられておるといふ
に考えておるわけでございます。

○沖本委員 戸籍の記載事項の変更等によって不
当利用を効果的に制限する方がいんじやないか
という考え方が出てくるのですが、その点はいか
がですか。

○香川政府委員 これは新憲法下におきまして、
民法の改正と並んで戸籍の編製をどうするかとい
うときにも、大いに議論された——大いにはご
ざいませけれども、議論としてあった問題でござ
いまして、つまりそれは、現在の戸籍は夫婦、
子供を一つの家族と申しますか、それを中心にし
た、そういうものを編製単位にしておるわけでござ
います。これを個々人にばらしちゃいまして、
そして個人、個人の身分証明書のような制度にし
てしまふ。これは御承知のとおり、外国には日本
流に言う戸籍なんというものはないわけでござい
まして、個人、個人の身分登録というふうなもの
が大半なわけでございます。そういうものを取り
入れるべきでないかというふうなことで、そうい
う議論がされるわけでございますが、これは果た
して、現在の国民感情から言つてそういう制度を
国民多数が望んでおるかどうかという問題のほか
に、先ほど申しましたように、戸籍の根本的な趣
旨、制度の目的というのは、人の身分関係を公証
するということにあるわけでございます。した
がつて、これを個々人にばらしちゃいまして、そ
してその人限りの登録事項にしてしまふというふ

うなことになりますと、なるほど親がだれであり、
あるいは父親のある子供か、ない子供かというふ
うなことは、その登録事項からわからないかもしれ
ませんが、たとえば相続を明らかにしな
ければならぬというふうなときにはきわめてや
こしいことになって、身分関係を明らかにするとい
う戸籍の目的から相当背馳することになるおそ
れがあるわけであります。そういう意味から、
個々ばらばらな戸籍の事項をもつと少なくして、
しかもそれが全体のつながりがわからぬようなも
のに切りかえるというふうな、個人の身分登録的
なものに切りかえるというふうなことは、私は日
本の実情には合わないんじやないかというふう
に考えておりますけれども、これは古くて新しい問
題でございますので、今後、戸籍制度のあり方と
して、民法を含めて検討される問題だろうとい
うふうに考えております。

○沖本委員 以上で終わります。

○大竹委員長 次回は、来る十八日午前十時理事
会、午前十時十分委員会を開会することとし、本
日は、これにて散会いたします。

午後一時七分散会

昭和五十一年五月二十七日印刷

昭和五十一年五月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局